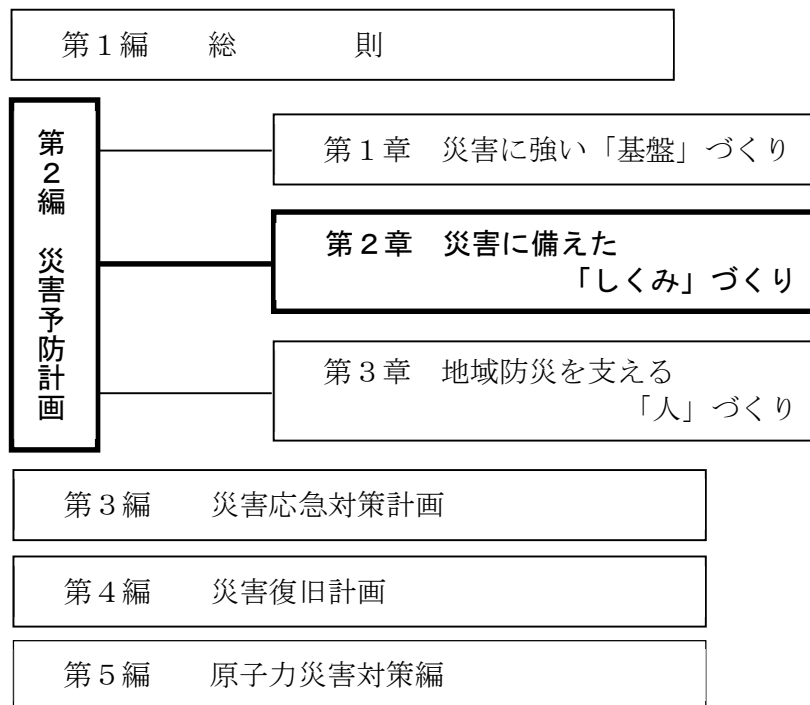


第2章 災害に備えた「しくみ」づくり

章の体系



第1節 情報の収集・伝達体制の整備.....	予－37
第2節 火災予防、緊急消火体制の充実.....	予－38
第3節 救助・救急、緊急医療体制の整備.....	予－43
第4節 避難体制の整備.....	予－45
第5節 食糧、生活必需品等の調達・確保.....	予－54
第6節 緊急輸送体制の整備.....	予－56
第7節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化.....	予－58
第8節 清掃体制の整備.....	予－62
第9節 防災に関する調査・計画の推進.....	予－64
第10節 相互応援協定.....	予－66
第11節 その他協定の締結等.....	予－69

第1節 情報の収集・伝達体制の整備

町は、災害時に通信放送施設を活用し、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるように情報収集および伝達体制の整備を図る。

第1 通信、放送体制

防災無線は、県と町がそれぞれ防災無線を整備している。

非常通信に関しては、「近畿地方非常無線協議会」がその構成機関の通信設備を利用して県下各市町から県庁までの非常通信路を「近畿地方非常通信経路計画」として定めている。

1 情報連絡体制の周知

通信網の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、情報の収集・整理・伝達にあたる職員は、平常時から防災無線等の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努める。また、災害危険箇所、避難所、緊急避難路、防災関連施設等を事前に把握しておく。

2 広報システムの整備

(1) 多様な広報システムの整備

町は、災害に関する情報および被災者に関する生活情報を正確かつ迅速に提供できるように、広報車やインターネット等多様な広報システムの整備を推進する。また、要配慮者に配慮したきめ細やかな広報手段の確保に努める。

(2) 郵便局との相互協力

竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書に基づく。

第2 災害発生時の職員初動体制

「災害初動マニュアル」に基づき、災害発生直前および災害発生直後における職員の迅速、的確な初動災害対策活動を行う。また、マニュアルに従った図上訓練等を実施し、結果に応じて随時、マニュアルを見直すとともに職員の意識高揚に努める。

第2節 火災予防、緊急消火体制の充実

火災の発生を未然に防止し、また火災が発生した場合被害の軽減を図るため、予防消防の強化、初期消火体制の整備、火災の拡大防止、消防力の強化を図る。また、広域消防体制についても定め、消防機関相互の連絡を密にして、消防行政の円滑化を図る。

第1 予防消防の強化充実

1 防火防災意識の高揚啓発

- (1) 県および町は、春秋2回の火災予防運動および文化財防火デー、年末年始防火運動、山火事予防運動、車両火災予防運動、危険物安全週間等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。
- (2) 町は、火災警報を発令した場合、広報車または有線電話機等を通じて火災予防を周知徹底させる。

2 住宅・事業所等の防火対策の推進

- (1) 住宅用火災報知器、自動火災報知設備の設置、耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行等各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。
- (2) 変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策を推進する。
- (3) 住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたは一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭における防火対策の徹底に努める。

3 予防査察指導の強化

町は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

- (1) 毎月の防火点検日を中心に査察を実施し、住民が行う点検を指導する。
- (2) 春秋2回の火災予防運動期間中を中心に年間計画に基づき予防査察を実施する。
- (3) 火災警報発令中には火を使用する施設、設備および物品を重点に予防査察を実施する。
- (4) その他、必要に応じ特別査察を実施する。

4 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に次の措置をとる。

- (1) 東近江行政組合消防本部は、消防法、東近江行政組合火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、興業場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期すため、立入検査を励行し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第17条の規定により、設置、改修について強い指導を行う。また、通報、避難、消火等の訓練の実施および消防計画の作成の指導を強化

する。

- (2) 東近江行政組合消防本部は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格付与講習会の開催、また一定規模以上の防火対象物の防火管理者に対し防火管理者再講習を開催する等により、その資質の向上を図るとともに消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、消防用設備等の整備点検および火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し共同防火管理体制の推進を図る。
- (3) 東近江行政組合消防本部は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用（開始）届出の際の指導を強化する。

5 感震ブレーカーの普及

感震ブレーカーとは、設定値以上の揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断し、地震の2次災害である火災を防ぐことが目的のブレーカーである。出火元を減らすことで、火災拡大の可能性を低減させることが期待できる。

電気火災の発生抑制のための感震ブレーカーの取付けが進むよう、施主に対し、有効性や種類、設置の費用などについて町の耐震工事の補助申請窓口や、建築士、電気工事業者などの団体と連携して情報提供や、町の広報媒体を活用による感震ブレーカー設置に係る補助金等についての広報を行うなど普及に努める。

第2 初期消火体制の整備

1 住民・事業者による初期消火対策の徹底

町および消防機関は、火災時における初期消火が迅速・確実に行われるよう、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。

2 自主防災体制による初期消火対策の徹底

町および消防機関は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織の設置促進に努め、防災訓練や防火講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

第3 火災の拡大防止対策

住宅地火災の延焼性状を解明し、消防力の評価および消防活動上の問題点を明らかにする。

老朽木造住宅が数多く分布する地域等被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置き、消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進める。

第4 消防力の強化

町は、国の「消防力の整備指針」（平成12年1月20日、消防庁告示第1号）および「消

防力の基準等の一部改正について」(平成17年6月13日、消防消第131号)に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

- (1) 消防団員の増強および消防団の設備、機材の強化
- (2) 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備
- (3) 消防職員や消防団員、自主防災組織等が、初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、要配慮者への対応、復旧活動等に各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実
- (4) 消防団等による地域住民や自主防災組織の初期消火、救出救護活動等の指導の推進

第5 広域消防体制

消防本部は、「滋賀県下広域消防相互応援協定」に基づき、高度な消防サービスの提供体制の確立や消防総合力を充実させる。

消防団については、「滋賀県下消防団広域相互応援協定書」に基づき、円滑な応援態勢の整備を図る。

第6 消防水利の整備

国の「消防水利の基準」(昭和39年12月10日、消防庁告示第7号)に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった教訓を踏まえ、消火栓以外の消防水利の整備と適正配置に努める。

＜東近江行政組合消防本部 消防隊等の平常時の配置＞

所 属	分 隊 名	所 属	分 隊 名
消防本部	指揮支援隊（特別編成）	日野消防署	指揮隊（特別編成）
	高度救助隊		消防第1小隊
	通信隊（特別編成）		消防第2小隊
近江八幡消防署	指揮隊（特別編成）	能登川消防署	第1救急隊（消防隊兼務）
	消防第1小隊		救助隊（消防隊兼務）
	消防第2小隊		指揮隊（特別編成）
	第1救急隊		消防第1小隊
	第2救急隊（消防隊兼務）		消防第2小隊
	救助隊（消防隊兼務）		第1救急隊
竜王出張所	消防第3小隊	愛知消防署	救助隊（消防隊兼務）
	第3救急隊（消防隊兼務）		指揮隊（特別編成）
八日市消防署	指揮隊（特別編成）		消防第1小隊
	消防第1小隊		消防第2小隊
	消防第2小隊		第1救急隊（消防隊兼務）
	第1救急隊		特別救助隊
	救助隊（消防隊兼務）		
永源寺出張所	消防第3小隊	愛東出張所	消防第3小隊
	第2救急隊（消防隊兼務）		第2救急隊（消防隊兼務）
		愛知川出張所	消防第4小隊
			第3救急隊（消防隊兼務）

<消防車両等配置状況>

車両別 署所別	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	救助工作車	積載自動車	指揮自動車	災害調査車	高規格救急自動車	災害指揮支援車	災害後方支援者	重機及び重機搬送車	無線中継車	広報自動車	連絡自動車	連絡自動車（小型車）	査察自動車	人員搬送車	軽貨物車	消防救急艇	合計
消防本部	1	1			1		1	2	1	1	1		1	2	1	1		1			13
近江八幡消防署	1	1		1		1	1		2					1			1		1	1	11
竜王出張所		1							1							1					3
八日市消防署	1		1	1		1	1		1					1			1				8
永源寺出張所	1								1												2
日野消防署	1	1				1	1		1					1			1				7
能登川消防署	1	1				1	1		1			1		1			1				7
愛知消防署	1	1			1	1	1		1					1		1	1				9
愛東出張所	1								1												2
愛知川出張所	1								1												2
合 計	9	6	1	2	2	5	6	2	11	1	1	1	1	7	1	3	5	1	1	1	64

※消防本部水槽付消防ポンプ自動車・普通消防ポンプ自動車・高規格救急自動車各1台は
非常用車両

第3節 救助・救急、緊急医療体制の整備

町は、災害時における火災や倒壊家屋からの被災者の救出等の人命救助活動を迅速に行うために救助・救急体制および資機材の備蓄に努める。

また、災害時に的確かつ迅速な医療を供給し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため、医療救護体制の確立、資機材の備蓄に努める。

第1 救助・救急活動体制の確立

1 救助・救急活動体制の確立

災害時における救助・救急活動を円滑に行うため、平常時より、救助救急活動体制について消防署、警察署、消防団および自主防災組織等と検討し、明確にしておく。

また、建設資機材を有する建設業者とも一貫性のある救出体制を整備するとともに、自衛隊が救出活動を実施する場合の活動体制においても、防災訓練等を通じて、効果的な救出体制について検討する。

2 消防団・自主防災組織の育成

多数の救出事象に対しては、消防職員だけでは対応が困難と考えられるため、地域住民や地域内の企業等で組織される自主防災組織や消防団に対し、救出・救助訓練を実施する等の教育、指導を行う。

3 救助・救急資機材の備蓄

消防・警察・自衛隊・町等の各機関は、迅速かつ的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の備蓄を推進する。

町は、被災者を迅速に救助するため、地区ごとに救出用資機材を整備するよう努める。

また、その使用方法について、自主防災組織に防災訓練等を通じて指導する。

第2 医療救護体制の整備

1 医療救護活動体制の構築

(1) 医師会、関係団体との協議および支援体制の確立

一時的な多数の傷病者の発生や交通が混乱して患者の搬送が困難な場合を想定して、近江八幡市蒲生郡医師会等と協議および支援体制を確立する。

歯科医師会等とも協力体制を構築し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

災害救助法による救助等に関しては、県が委託契約を日本赤十字社滋賀県支部と締結しており、これらと町は連携して活動する。

県が策定した「医療救護活動マニュアル」を準用して、平常時から体制確保と災害対策に努める。

(2) 医療救護班の編成

町は、近江八幡市蒲生郡医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成および派遣基準や派遣方法等について定める。

(3) 応急救護所、医療救護所の整備

災害発生直後、災害現場付近で搬送前の応急措置が行えるよう、学校など救護所設置予定地を事前に定めたうえ、災害の発生拡大の状況をみながら応急救護所が設置可能な体制を整える。また、近江八幡市蒲生郡医師会の協力のもと医師の配置を定める。

2 医療資機材の備蓄・調達

医療機関に医薬品を供給している医薬品販売業者を通じ、必要な医薬品を迅速かつ円滑に供給できるよう対応しており、その体制の点検を行い、現状の把握に努める。

血液については、滋賀県赤十字血液センターに県および日本赤十字社滋賀県支部が備蓄しているものを利用する体制について把握しておく。また、災害時における血液の不足に備え、献血促進について住民への普及啓発を図る。

また、県の「緊急用医薬品等供給マニュアル」を準用する。

3 災害拠点病院

県は、災害時に中核的な医療活動を実施するため災害拠点病院の指定を行っている。

(1) 地域災害拠点病院

災害時に発生する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重傷患者を受入れ、救命医療を行う高度診療機能を有し、また自己完結型の医療救護チームの派遣機能や地域の医療機関への応急資機材の貸し出し機能を有する。

(2) 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院が有する機能をさらに充実強化するため、要員の訓練や研修等の機能を併せ持つ中核的施設。

災害拠点病院

区 分	医療機関名	指定年度	備 考
地域災害拠点病院	近江八幡市立総合医療センター	平成8年度	東近江保健医療圏
基幹災害拠点病院	大津赤十字病院	平成8年度	

第4節 避難体制の整備

町は、避難路・避難所の安全化を図るとともに、これらの避難手順について広報を徹底する。

第1 避難計画の策定

町は、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を自主防災組織と連携して策定する。

第2 避難路・避難場所選定

町は、避難計画に基づいて、的確な避難路・避難場所の選定および整備を推進する。

1 避難路の安全化

町は、住民を避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、また、地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路となる道路を選定し、安全性を確認するとともに、その整備を図る。避難路の選定基準は次のとおりとする。

- (1) 避難場所またはそれに相当する安全な場所へ通じる道路等
- (2) 十分な幅員を確保できる道路を選定する。選定にあたっては、災害時に避難路の障害となる可能性のある沿道の建築物、構築物等の状況に留意する。また、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地または緑道等を有効に活用する。

2 避難場所の選定

避難場所の選定基準は次のとおりとする。

(1) 広域避難地

大規模な災害等の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、災害等から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模および構造を有するもので、土砂災害警戒区域等の危険箇所外に選定する。

(公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、周辺家屋の密集度、火災燃焼の可能性、危険物等の有無等を考慮し、火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。避難者1人あたり2㎡が確保できるよう選定する。)

(2) 避難所（指定緊急避難場所および指定避難所）

指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所であり、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設である。指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施

設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

本町においては、指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねることとし（以下、文中では単に避難所と記す。）、町が指定・管理を行う。

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所外において、次の基準により避難所を選定する。

- ・避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

（3）地区避難所

必要に応じて、地域住民の集結場所、消防救護活動等の活動拠点あるいは避難所への中継地等として機能する地区避難所を適宜設ける。

一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、地域の生活圏を考慮の上設置するが、管理運営の主体は地元自治会（区）とする。地区避難所には、洪水浸水想定区域内にある施設や、耐震性のない建物などの施設が、指定されている場合があるため、風水害や震災等に対するの安全性を考慮して使用するよう周知する。

（4）福祉避難所（福祉避難室）

町は、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に指定し、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等設置に向けた推進を図る。

なお、福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、民間の旅館等を避難所として借り上げる等の検討を行い、柔軟に対応する。

3 避難所の整備

避難所とする施設は、町の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とし、指定する施設については、避難所の円滑な立ち上げができるよう仮設トイレやパーティション等の保管、非常用電源、情報伝達端末（W i F i 等）の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。

また、町は施設管理者と協力し、バリアフリースイールの設置、スロープの設置、ファックス、テレビの設置等、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

さらに、必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。

なお、民間施設を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。

<指定避難所および指定緊急避難場所>

No.	指定避難所 指定緊急避難場所	所在地	風水害時等 対象地区	震災時 対象地区	浸水深
1	竜王小学校	綾戸 275	山中、岡屋、小口、 松が丘、綾戸、さ くら団地、島、駕 輿丁	山中、岡屋、小口、 松が丘、田中、岩 井、川守、綾戸、 さくら団地、島、 駕輿丁	0.5m 未満
2	竜王西小学校	山面 1-1	薬師、鏡、松陽台、 西横関、西川、須 恵、鵜川、七里、 山面、美松台、希 望が丘	鏡、松陽台、西横 関、西川、須恵、 鵜川、七里、山面、 美松台、希望が丘	0.5m 未満
3	竜王中学校	橋本 15	薬師、橋本、林、川 上、庄、信濃、弓削	薬師、橋本、林、川 上、庄、信濃、弓削	0.5m～1.0m 未満
4	道の駅 アグリパーク竜王	山之上 6526	西山、新村、西出、 東出、岩井、川守、 田中	西山、新村、西出、 東出	—
5	総合運動公園	岡屋 3282	(全地区)	(全地区)	—
6	竜王町公民館	小口 276-1	(全地区)	(全地区)	0.5m～1.0m 未満

* 浸水深 出典：日野川洪水浸水想定区域図（最大想定）＋地先の安全度マップ（1/200）

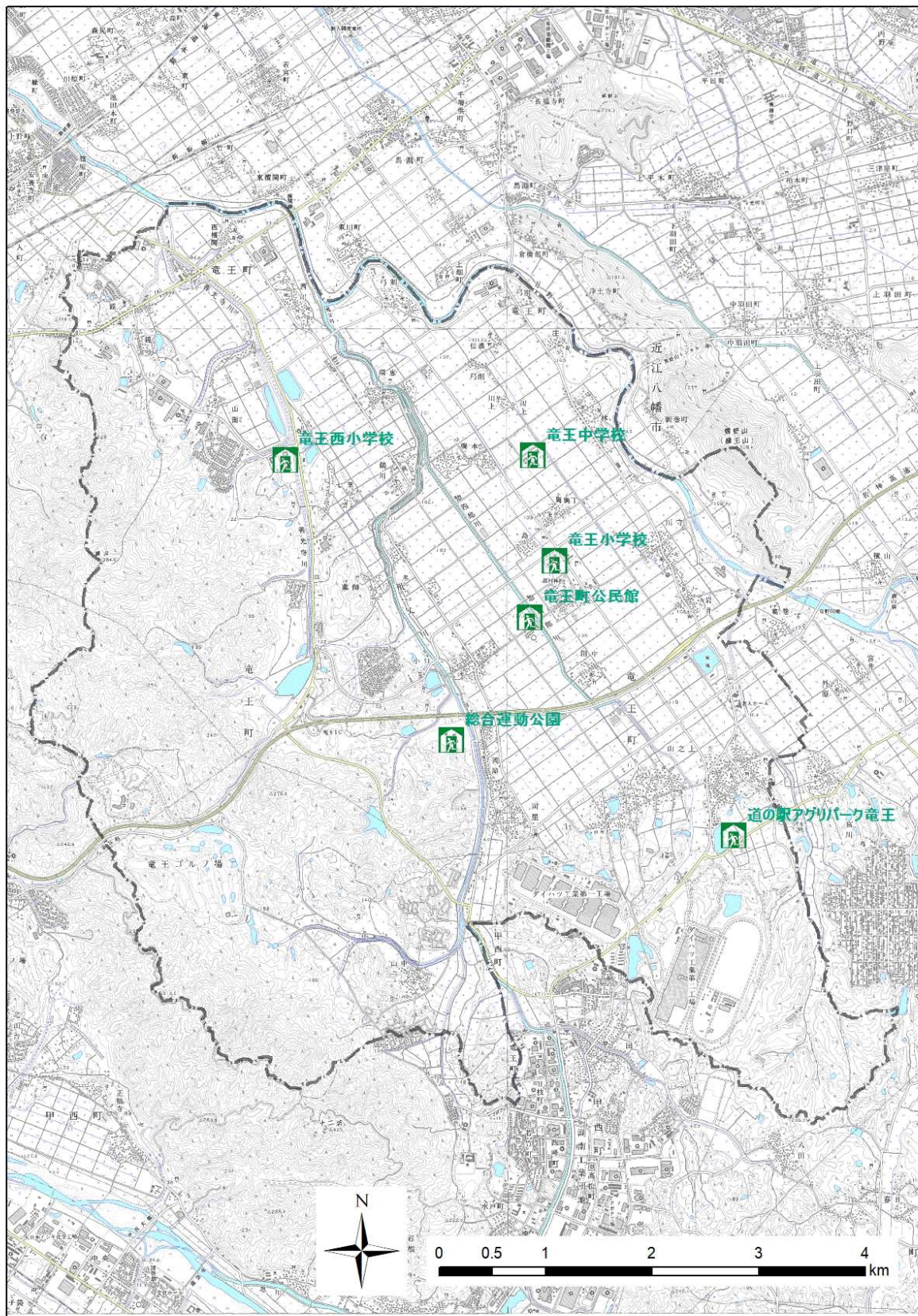


図 指定避難所および指定緊急避難場所位置図

第2編 災害予防計画

第2章 災害に備えた「しくみ」づくり

<地区避難所>

No.	施設名称	風水害時等	震災時	所在地	対象地区	備考※
1	山中公民館	○	○	山中	山中	
2	光寿寺	○		岡屋	岡屋	
3	岡屋構造改善センター	○		岡屋	岡屋	×
4	吉祥寺	○		岡屋	岡屋	
5	善正寺	○		岡屋	岡屋	
6	岡屋農村運動公園		○	岡屋	岡屋	×
7	小口公民館	○	○	小口	小口	×
8	松が丘公園	○	○	小口	松が丘	
9	薬師自治会館	○	○	薬師	薬師	×
10	天理教滋賀中心分教会	○		薬師	薬師	×
11	希望が丘自治会館	○	○	薬師	希望が丘	×
12	美松台公民館	○		山面	美松台	
13	美松台グリーンホール	○		山面	美松台	×
14	グルグル公園		○	山面	美松台	
15	草の根公園		○	山面	美松台	×
16	カラス公園		○	山面	美松台	
17	七里グランド		○	七里	七里	×
18	七里多目的倉庫	○		七里	七里	×
19	鶴川公民館	○	○	鶴川	鶴川	
20	橋本集落センター	○	○	橋本	橋本	×
21	川上第二集落センター	○	○	川上	川上	×
22	弓削ふれあいプラザ	○		弓削	弓削	×
23	弓削コミュニティセンター		○	弓削	弓削	×
24	須恵農村集落センター	○		須恵	須恵	×
25	須恵農村公園		○	須恵	須恵	×
26	西川自治会館	○	○	西川	西川	×
27	西横関集落センター	○	○	西横関	西横関	×
28	鏡集落センター	○	○	鏡	鏡	
29	みゆき寮敷地内駐車場	○	○	鏡	松陽台	×
30	山面集落センター	○	○	山面	山面	
31	西山公民館	○	○	山之上	西山	
32	新村公民館	○		山之上	新村	
33	新村西山農村広場		○	山之上	新村	
34	西出公民館	○		山之上	西出	
35	農村運動広場		○	山之上	西出	
36	東出公民館	○		山之上	東出	
37	東出遊園地		○	山之上	東出	
38	岩井自治会館	○	○	岩井	岩井	×
39	川守産業文化センター	○	○	川守	川守	×
40	林公民館	○	○	林	林	×
41	庄公民館	○	○	庄	庄	×
42	信濃集落センター	○	○	信濃	信濃	×
43	島公民館	○	○	島	島	×
44	田中農業構造改善センター	○	○	田中	田中	×
45	綾戸集落センター	○	○	綾戸	綾戸	×
46	駕輿丁公民館	○	○	駕輿丁	駕輿丁	×
47	さくら団地集会所	○		山中	さくら団地	
48	さくら団地公園		○	山中	さくら団地	

※備考：浸水想定区域（日野川浸水想定区域図（最大想定）、地先の安全度マップ（1/200））か土砂災害危険箇所に含まれる施設

番号：次頁図の番号に対応

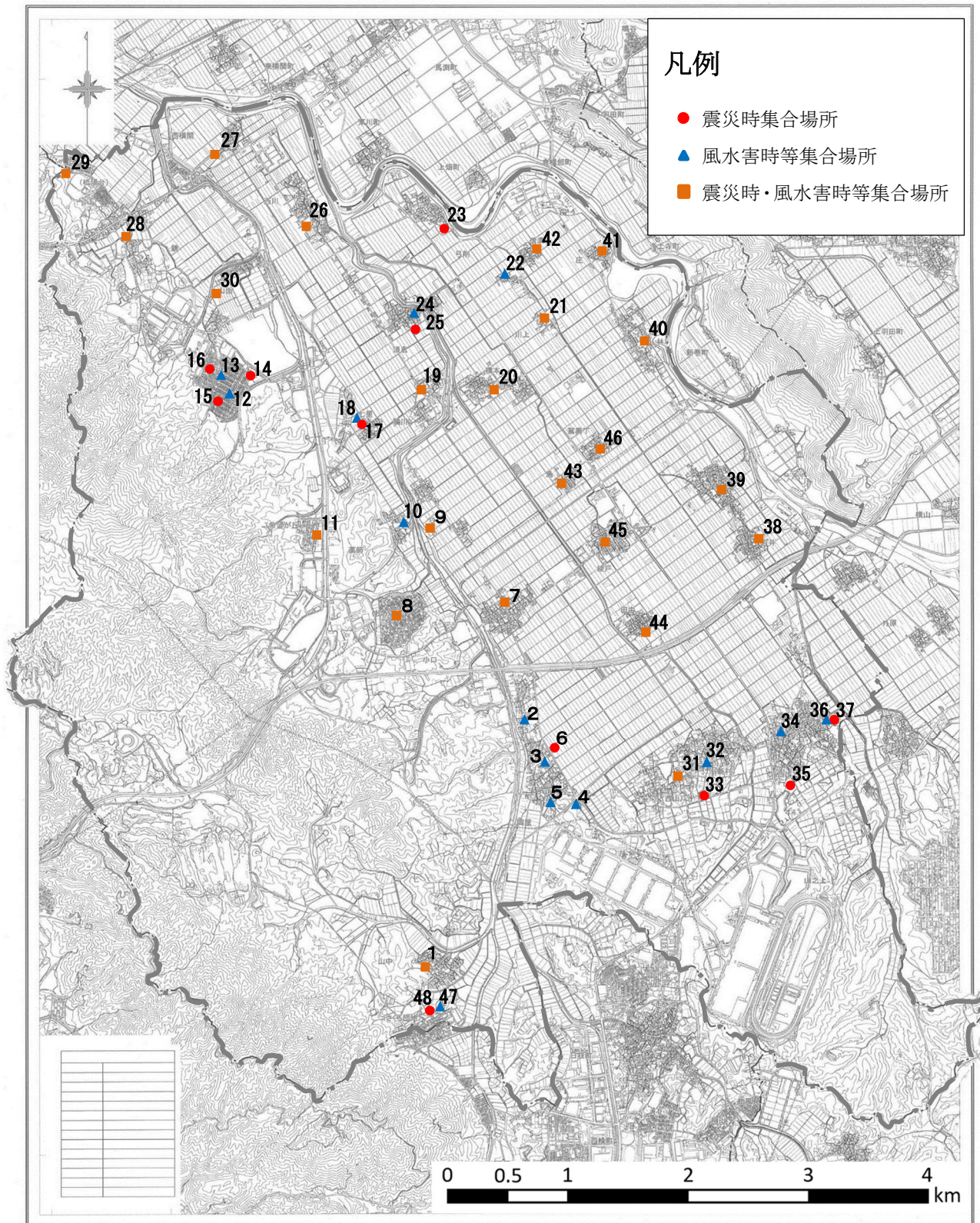


図 地区避難所位置図

第3 避難場所・避難所の周知

災害時における迅速で円滑な避難を確保するため、予め以下の方法で町民に対して避難所・避難場所の周知を図る。なお、周知にあたっては、ホームページや文書等により行い、誰もがわかりやすい表現の工夫や多言語化に努める。

- ア ハザードマップ、防災マップ等の配布
- イ 防災訓練等の実施
- ウ 避難所・避難場所を示す標識の整備
- エ 広報「広報りゅうおう」
- オ 竜王町公式アプリ「しるみる竜王」

第4 避難誘導体制の確立

災害時の避難誘導にあたっては、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置し、高齢者、障がいのある人、観光客等に配慮した避難誘導体制を確立する。

災害時の避難誘導にあたり、日ごろから関係者の間での連絡体制を確立する。また、通信手段が途絶えた場合の連絡体制についても、取り決めをしておく。

第5 避難所の管理運営体制の整備

施設管理者は、避難所の管理運営を円滑に行うため、避難所の開設および管理運営について、開設方法、管理者責任者の明確化、自主防災組織・住民団体による運営体制の確保と運営方法等について定めたマニュアルの作成に努めるとともに、定期的な避難所運営管理に関する訓練を実施する。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

第6 応急仮設住宅等の供給体制の整備

県および町は、大規模な災害が発生した場合は、住宅の倒壊等が生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

1 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

県および町は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者の斡旋その他の協力を得るための体制を確立する。

2 公営住宅および民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

(1) 公営住宅

県や町は、所管する公営住宅の状況から「みなし仮設」として提供できる戸数等を

常に把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

(2) 民間賃貸住宅等

県や町は、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅の利用を図るため、関係団体等と災害時応援協定の締結を推進するとともに、民間賃貸住宅等を「みなし仮設」とする場合のルールを事前に検討しておく。

第7 広域避難者受入計画の策定

町は、町外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。

第8 帰宅困難者対策

町内には大規模な工場や集客施設が立地しており、震災時等には帰宅困難者が多数発生すると予測される。その対策を本計画に定め、施設管理者に協力を要請する。

1 企業等の帰宅困難者対策

町は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を促進するものとする。

2 大規模な集客施設における対策

町は、大規模な集客施設等の管理者に対して、次のような帰宅困難者対策を促進するものとする。

(1) 利用者保護に関する事業所防災計画の策定と従業員等への周知

- ・発災直後の施設内待機、他の安全な場所への案内・誘導
- ・施設の特性や状況に応じ、小中学生や外国人を含む要配慮者が必要とする物資等の備え

(2) 平時からの施設の安全確保

- ・耐震診断・耐震改修や家具類の転倒防止対策等の施設の安全確保
- ・施設の安全点検のためのチェックシートの作成と訓練

(3) 利用者保護のための備蓄

- ・施設の特性や実情に応じて、利用者の保護に必要な水や毛布等の備蓄

(4) 訓練等による手順の確認と改善

- ・年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

第5節 食糧、生活必需品等の調達・確保

町および関係機関は、災害による住宅の全壊、全焼、浸水、流出等や輸送ルートの途絶や流通機構の停止等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その調達・確保体制を整備する。

第1 食糧の調達・確保

被災者への食糧の供給は、炊き出し体制が整うまでの発災後1～3日間は備蓄してあるアルファ米等の非常食を中心に供給し、概ね4日目以降は米飯、弁当等の炊き出しを実施する。

災害時における想定被災人口から算出して食糧の備蓄量の決定を行う。

想定被災人口は、防災アセスメント調査結果より算出された、3,056人を用いる。（1階天井付近まで浸水する住宅および床上浸水以上の平屋建て住宅で、2階建て以上の住宅は、2階への垂直避難が可能とした場合）

保存食糧は、保存期間が長く調理不要または簡易であるのものとし、分散備蓄を行う。また、一般的に保存食糧とされているアルファ米を中心とした備蓄の他、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や要配慮者にも配慮した食糧の備蓄に努める。

第2 生活必需品の調達・確保

町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品等の生活必需品の備蓄や調達に努める。

1 生活必需品の備蓄

調達が可能な物資を除き、備蓄する生活必需品の種類および量、調達方法、備蓄している生活必需品の供出方法等を具体的に定める。その際、次に掲げる品目の備蓄に努める。

- (1) 寝具
- (2) 衣服
- (3) 身回り品
- (4) 炊事用具
- (5) 日用品
- (6) 食器
- (7) 光熱材料
- (8) 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

2 生活必需品の調達

生活必需品において、その耐用年数に鑑み、多量の備蓄を行うことは困難であることから被災時において必要な物資を調達する。

第3 水の調達・確保

1 給水資機材の整備

町は、給水車、給水タンク、ポリタンク等給水資機材の備蓄に努める。

2 飲料水の確保

すでに配備した浄水装置の活用を図るとともに、湧水・井戸水等の把握に努める。飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

第4 地域・家庭における備蓄

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織等が中心となって、地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発する。また、家庭においても、自らの命は自ら守るという考えのもと、日ごろから非常食や生活必需品（携帯トイレ、トイレトペーパー等や救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池などの非常持出品）の備蓄を推進するよう啓発する。

備蓄の目安としては、食糧、生活必需品、飲料水を7日分程度とする。

第5 備蓄品の管理

備蓄品は担当課において年1回点検し、結果を生活安全課へ報告するとともに、備蓄品の補充・更新を行い、備蓄品一覧表にとりまとめておく。

※ 資 料

1 備蓄品一覧表 （資料編1－24）

第6節 緊急輸送体制の整備

大規模災害時には、必要な物資、資機材、人員および被災者、避難者等を広域的に緊急輸送する必要があるため、町は、道路・空路両面に分けて、それぞれの輸送ルート
の環境整備を図る。

第1 緊急輸送道路の環境整備

国道・県道および町道について、災害時に被災地に迅速かつ的確に物資等を輸送できる
よう緊急輸送道路として指定している。指定された道路において、応急対策や交通規制な
ど道路交通対策を実施する。

1 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路は県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主
要幹線道路、第2次緊急輸送道路は第1次緊急輸送道路と町庁舎および主要防災拠点を
相互に連絡するもので県が指定する。

第3次緊急輸送道路は、災害対策本部、輸送拠点と第1次・第2次緊急輸送道路を結
ぶ町内の幹線道路を町地域防災計画において指定する。

種 別	路 線 名	指 定
第1次緊急輸送道路	一般国道8号（国土交通省管理） 名神高速道路（西日本高速道路㈱管理）	県地域防災計画
第2次緊急輸送道路	一般国道477号（滋賀県管理） 小口八重谷線（町管理） 西通り線（町管理） 東西線（町管理）	県地域防災計画
第3次緊急輸送道路	綾戸東川線（滋賀県管理） 中央通り線（町管理） 東西線（町管理） 林竜王中学校線（町管理） 竜王近江八幡八日市線（町管理（一部近 江八幡市管理）） 梅ノ木線 一般国道477号（滋賀県管理） 仁殿線（町管理） 岡屋仁殿線（町管理） 谷川線（町管理）	町地域防災計画

2 輸送拠点

災害時の物資の受入れ、一時保管および配布を効率的に行うため、集積場所および輸
送拠点を整備する。県内または県外と町内の輸送拠点を結ぶ広域陸上輸送拠点として、
道の駅「竜王かがみの里」、山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設、総合
運動公園を位置づける。

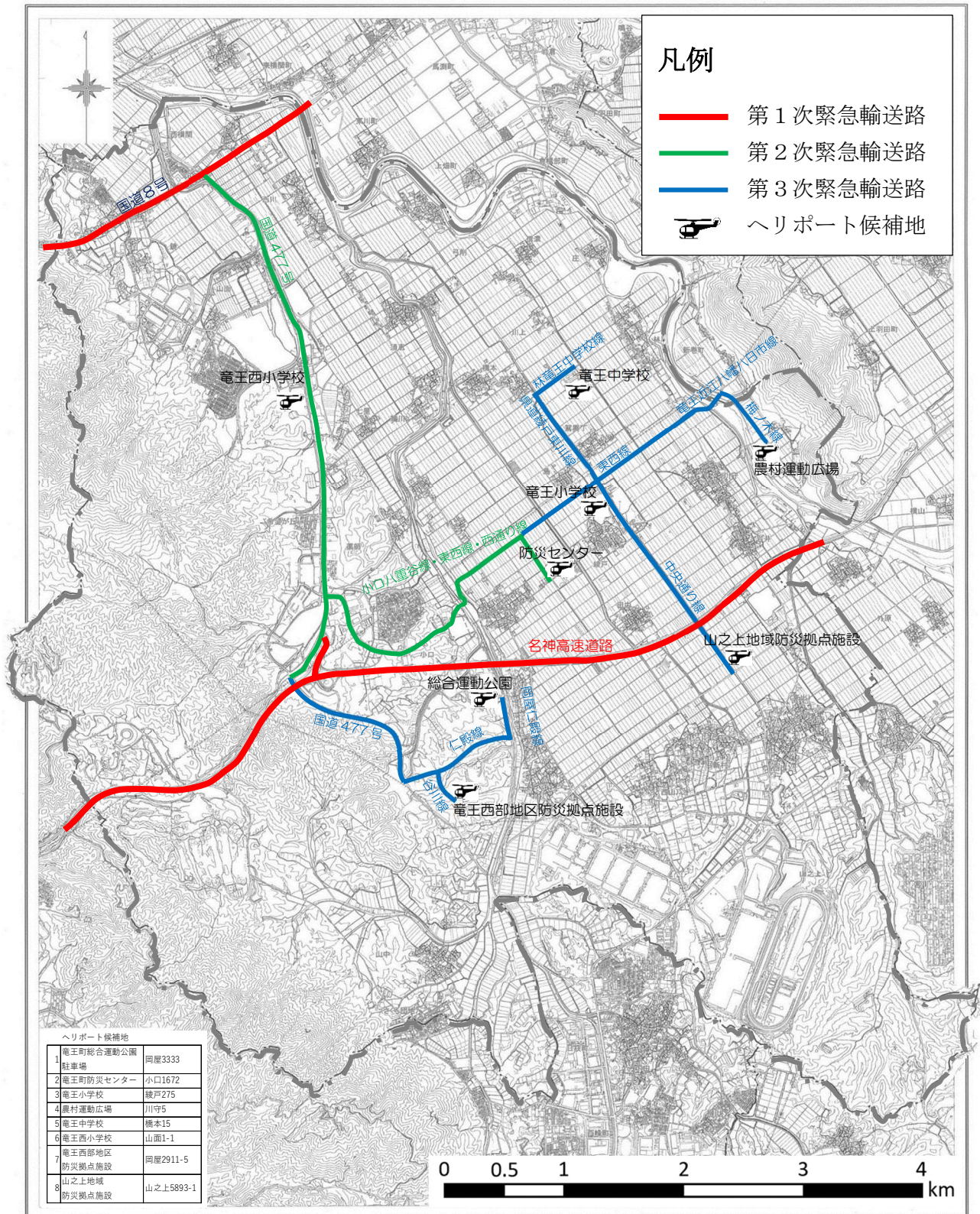


図 緊急輸送道路、ヘリポート候補地位置図

第7節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化

要配慮者には、きめ細かな情報伝達、避難誘導および介護支援等が必要である。

このため、町は県と連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制、また、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

第1 在宅の要配慮者に対する避難体制

1 在宅の要配慮者のための防災意識の啓発

町は、要配慮者やその介護者が、普段から災害に対する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について、理解や関心を高めるために、防災訓練や啓発冊子などを通して防災意識を啓発する。

2 安否確認・避難誘導体制の整備

町は、「配慮者支援マニュアル」に基づき、災害時における在宅要配慮者の安否確認および避難誘導体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者登録制度

- ・避難行動要支援者登録制度により申請に基づき各自治区ごとの避難行動要支援者登録台帳を作成し、未登録者に対しては、民生委員児童委員等の協力により登録することを推奨する。併せて、町は避難行動要支援者と判断される対象者を庁内で保有する情報により自治区ごとの避難行動要支援者名簿を作成する。
- ・登録台帳は、生活安全課で保管するとともに、消防機関、警察、自治会（区）、消防団、民生委員児童委員に提供して情報を共有する。また、庁内避難行動要支援者名簿は生活安全課が管理を行い、災害発生時には町災害対策本部が関係支援団体に対して開示する。

【避難行動要支援者とは】

竜王町では、地震等災害時における安否確認、救出、避難誘導が必要な避難行動要支援者は、概ねの基準として次のとおりとします。

- | | | |
|----------------------------------|---|--------|
| 1. 高齢者 | 一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯（75歳以上）
介護保険 要介護3以上 | |
| 2. 身体障がい者（児） | 身体障害者手帳 2級以上 | |
| 3. 知的障がい者（児） | 療育手帳 A判定 | |
| 4. 精神障がい者 | 精神障害者保健福祉手帳 1級 | |
| 5. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者 | 例 人工透析を受けている者、難病者、低肺機能者 | |
| 6. 外国人 | 7. 乳幼児（0～3歳） | 8. 妊産婦 |
| 9. その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者 | | |

※登録台帳の情報や入手方法、関係支援団体等については、「要配慮者支援マニュアル」で定めるものとする。

(2) 避難誘導

- ・災害発生時は、関係支援団体等は地域支援者と協力して登録者の安否確認、救出活動にあたるとともに、避難所までの避難誘導を行う。
- ・町は、避難に時間を要する避難行動要支援者に対して避難開始を求める高齢者等避難を発令し、迅速かつ的確な指示ができるよう複数の情報伝達手段を確保するとともに、安否情報等の確保を円滑に行えるよう、伝達網の整備を進める。

3 社会福祉施設等の受入れ体制の確立

町は、避難所等での集団生活が困難な要配慮者に対して、ケア等が整った福祉避難所や社会福祉施設等を活用するため、受入れの協定や近隣市町との相互応援協定体制を図る。

第2 社会福祉施設等における防災体制の構築

「特別養護老人ホーム万葉の里」をはじめ、町内の社会福祉施設の防災体制については、県の社会福祉施設監査等を通じて防災対策計画の策定および近隣の地域住民や自主防災組織、また、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導が行われているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

1 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医療品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な非常用発電用発電機等の防災資機材の整備を行う。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整備しておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、町の防災関係機関の緊急連絡体制を整える。

4 施設間における災害援助協定の締結

町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保出来ない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

5 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

町は、平常時より高齢者や障がい者が通所・入所している社会福祉施設等から避難所

に至るまでの経路において、避難する際に障害となる物を除去し、避難路の安全確保に努める。

又、不特定多数の人が利用する公共施設において、車椅子に対応できるようスロープの設置や、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った避難誘導システムの導入を図る。

6 社会福祉施設等の耐震化

町は、社会福祉施設管理者に対して、施設の耐震改修の促進についての講習会を開催する等、耐震化について指導を行う。又、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

7 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

水防法第15条および土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき、町は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を町地域防災計画において定めるものとする。また、県は、洪水、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかになった社会福祉施設等の管理者に対し、適宜、情報等の提供に努める。

8 防災対策計画の実効性の確保

社会福祉施設等は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、防災対策計画を作成することとされている。平成29年6月に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在する施設は、町地域防災計画に位置付けられる。

施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されたことを留意する。また、県や町は、防災対策計画等の内容や避難訓練の実施状況について、施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

9 非常用電源の確保

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、国、県、電気事業者等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ社会福祉施設および病院が保有する非常用電源の設置状況等の収集に努めるものとする。

第3 避難所における要配慮者への配慮

1 要配慮者に配慮した施設の整備

町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいて、バリアフリーの視点を取り入れ、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック13項目」等を参考に、障がい者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ等の整備を進める。

また、要配慮者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配

備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。

2 要配慮者への支援体制の構築

町は、県と連携を図りながら、避難所において、要配慮者等の相談や介助などの支援体制が円滑にできる要員の確保に努める。

第4 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発について、漫画やビデオ等の手法を取り入れ、点字版や外国語版を制作する等、要配慮者の実情に配慮した普及活動を実施している。

町においても、県の施策に協力する他、独自にパンフレットや防災マップ等による普及啓発活動を実施する。また町は、避難支援プランが実効性のあるものとなるよう、要配慮者が参加する訓練の実施に努める。

2 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対して、マニュアル等に基づく防災訓練を実施する等、防災教育の充実を図る。

※ 資 料

- 1 浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在する社会福祉施設 (資料編1-20)

第8節 清掃体制の整備

災害時には日常的に発生する廃棄物に併せて、倒壊家屋等の残存物の廃棄物等多量に発生する非日常型廃棄物を迅速かつ確実に収集処理する必要があるため、被災状況を想定し、廃棄物処理計画および作業計画を策定する。

第1 ごみ処理体制の整備

1 廃棄物の一時保管場所の確保

災害発生時には、建築物の解体・撤去に伴うがれきや耐久消費材の破損に伴い発生する粗大ごみ、生活ごみ等大量の廃棄物が発生する。最終処分場までの搬入が困難な場合や処分場での処理が困難な場合に備え、環境保全に支障のない大規模休閑地（仮設置場）を平常時から一時保管場所として確保しておく。

2 廃棄物処理施設の確保および最終処分場の整備

廃棄物処理施設に設備の欠陥が生じた場合は、適正な維持管理が困難となり、ひいては周囲の環境破壊を生じることとなるので、町および中部清掃組合は、平常時から施設の管理を十分に行い、災害時の安全点検等を踏まえ、問題があれば補強を行う。

また、処理施設が機能できない場合を想定し、他の処理施設に処理を依頼する等の方策を検討する。

3 災害時の廃棄物収集・処理の計画の作成

- (1) 災害時における収集場所の変更、避難所における収集等への対処方法について廃棄物に関する業者と協議し、平常時から収集計画の検討を行う。
- (2) 災害時の廃棄物の収集を円滑に実施するため、廃棄物の収集方法に関し、住民向けの災害時の広報方法を検討する。
- (3) 平常時より、廃棄物に関する事業者の処理能力について把握するとともに、事業者が被災した場合や処理量が増大した場合の処理計画を検討する。

第2 し尿処理体制の整備

1 水洗トイレへの対応策

(1) 仮設トイレの整備

町は、災害時に仮設トイレが必要となると予想される。下水道施設が普及し、水洗式トイレを利用している地区をあらかじめ把握しておく。これらの地区で仮設トイレを配備できるよう平常時から備蓄に努める。また、避難所に指定されている公共施設には必要な数の仮設トイレを備蓄する。

(2) 住民への広報

水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、平常時から水の汲み置きを行うよう指導する。

2 処理施設の整備

「八日市布引ライフ組合」および町は、し尿処理施設、下水道処理施設および下水道

管の災害時の安全性を診断し、問題がある場合には、補強などの対策を実施する。場合によっては、近隣市町の処理場に処理の依頼を求める。

3 処理業者との連携

災害時におけるし尿の収集運搬を円滑に実施出来るよう、平常時より処理業者等と連絡調整を図る。

第9節 防災に関する調査・計画の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害発生または危険が予想される箇所の事前調査等を行い、災害の要因、避難方法等の分析を行うとともに、円滑な災害復興を行えるよう努める。また、業務継続計画を策定し、定期的に見直すように努める。

第1 防災パトロールの実施

町は県、防災機関、自衛隊等の災害対策関係者と協力して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、風水害・土砂災害・地震等それぞれの災害を想定して、その対策を検討し、必要な指示指導を行う。

第2 危険箇所の周知

風水害、土砂災害、地震等被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急および復旧の諸対策の意見をまとめて住民関係機関に周知する。

第3 災害関連情報の蓄積

浸水や土砂災害の発生箇所等の災害履歴や災害危険箇所等の災害素因情報を蓄積し、庁内をはじめ、関係機関に対し、積極的に情報の提供、共有化を進めることにより、災害に強いまちづくりが促進されるように努める。

災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係わる土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全を図る。また、これらのデータは必ず複写を用意するように努める。

第4 業務継続計画の整備

1 業務継続計画の目的

業務継続計画とは、人、物、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務および継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

2 業務継続計画の策定

町は、災害応急活動およびそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定レベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるように、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限に止める業務継続計画を策定するように努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

3 業務継続計画における主な検討事項

業務継続計画においては、以下の事項を検討するものとする。（参考資料：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府防災担当））

- ・計画の対象および実施体制
- ・被害状況の想定
- ・非常時優先業務の選定
- ・必要資源に関する分析と対策の検討
- ・非常時の対応の検討（安否確認、連絡、非常参集、本部設置）
- ・業務継続体制の向上

第5 災害時受援計画の整備

町は、災害時に受援体制を速やかに確立するため、受援計画を作成するように努める。

1 計画の目的

平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震などの過去の災害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され受入体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態や応援職員の派遣を断らざるを得ない事態も発生した。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ、応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各受援担当において主体的に実施することとし、全体調整を「総務班」が行う。

3 災害時受援計画における主な検討事項

災害時受援計画においては、以下の事項を検討するものとする。（参考資料：「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府防災担当））

- ・応援・受援の基本的な考え方
- ・人的資源の受け入れ
- ・物的資源の受け入れ
- ・県・市町村に対する応援要請
- ・平時からの取り組み

第10節 相互応援協定

町域に大災害が発生した場合、町の防災能力ではこれに対応することが困難な場合が考えられる。このため、県内外を問わず、広域に市町間の相互応援協定の締結を図る。

第1 協定を結ぶべき事項

市町相互応援協定において締結すべき主な事項は、次のとおりである。

1 応援の種類

- ア 情報収集、調査等の活動の応援
- イ 消防、救急救助、水防、土砂災害、危険物施設災害等の災害対策活動の応援
- ウ 医療、救護、防疫、保健衛生等の活動の応援
- エ 救助救出、行方不明者の捜索、遺体処理、火葬等の活動の応援
- オ 道路、橋梁、防災基幹施設等土木および建築関係の応急措置、応急復旧等の応援
- カ 緊急輸送、輸送拠点、物資配送センター、炊き出し、物資の分配等の活動の応援
- キ 上水道、給水関係等の活動の応援
- ク 避難、福祉、応急教育等の活動の応援
- ケ ごみ・がれき処理、し尿処理等の活動の応援
- コ 上記に関連する施設等の応急処置、応急復旧等の応援
- サ 避難者、傷病者、感染症患者、被災児童、要配慮者等、上記に関連する救援を要する者の受入れまたは関連施設の提供
- シ 応援市町において輸送拠点、物資配送センター、遺体処理、火葬、ごみ・がれき処理施設、し尿処理施設等の設置または提供。
- ス 上記各項に関連する通信機、車両、船舶、重機、機器、機材、資材、医薬品等各種薬品等の提供
- セ 上記各項に関連する職員、技能者、ボランティア等災害応急対策要員の派遣、斡旋
- ソ 食料、生活必需品、飲料水および仮設トイレ等生活用資機材の備蓄および提供
- タ 被災者の住宅の斡旋
- チ コンピュータ相互バックアップ
- ツ その他の事項

2 応援要請の手続き

- ア 被害の状況
- イ 必要とする物資、車両、機材等の品目および数量
- ウ 必要とする職員の職種、人数および活動内容
- エ 応援場所、応援場所への経路、集結地等
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他特に希望する事項等

3 その他協定に必要な事項

- ア 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の行為

- イ 災害発生時に、通信途絶等により被災市町からの要請がなく、甚大な被害が予想される場合の応援市町の自主的な応援活動等に関する事項
- ウ 応援に要した経費の負担
- エ 応援市町の職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費の負担
- オ 応援市町の職員が業務上により第三者に損害を与えた場合の賠償等
- カ 平常時、または緊急時の連絡責任者の設置および会議等の開催
- キ 応援時に災害対策活動が確実かつ円滑に行われるための指揮、会議等の事項
- ク 協定に基づき応援が円滑に行われるための体制の整備等に関する事項
- ケ 防災訓練への相互参加等に関する事項
- コ その他、協定の実施に関し必要な事項または定めがない事項等

第2 相互応援協定を締結している市町

現在、竜王町では、以下のような災害時の相互応援協定を締結しており、他の市町からの応援要請を受けた場合は、直ちに要員を派遣するものとする。

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定	野洲市、湖南市	平成 18 年 10 月 1 日	生活必需品等およびその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出および施設等の復旧に必要な資機材等の提供 救援および救護活動に必要な車両等の提供 し尿、ゴミ等処理に必要な施設、車両等の提供 消火、救援等その他応急復旧に必要な職員の派遣 被災者に対する避難所および収容場所の提供 被災児童生徒の受け入れ 等
滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下の消防団を設置する市町	平成 19 年 3 月 16 日	消防団の相互派遣
東近江の防災に関する応援協定	東近江行政組合、近江八幡市、東近江市、旧安土町、日野町	平成 24 年 10 月 1 日	食糧、生活必需品等およびその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供 救援および救助活動に必要な車両等の提供 し尿、ゴミ等処理に必要な施設、車両等の提供 消火、救援、医療、防疫およびその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 被災者に対する避難所および収容場所の提供 被災児童生徒の受け入れ 等
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 24 年 10 月 2 日	情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。） 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む） 災害に係る専門家の派遣 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付けおよび操作員の派遣 通行規制等の措置 その他必要な事項

第2編 災害予防計画

第2章 災害に備えた「しくみ」づくり

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
滋賀県下広域消防相互応援協定	大津市、湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合、東近江行政組合、彦根市、湖北地域消防組合、高島市	平成 25 年 2 月 15 日	滋賀県内に大規模災害等が発生した場合の相互応援
災害時相互応援に関する協定書	福島県新地町	平成 25 年 12 月 17 日	応急対策および復旧活動に必要な職員の派遣 食糧、飲料水および生活必需品の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療救護および防疫に必要な資機材および物資の提供 被災者の一時受け入れ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
滋賀県町村会災害相互応援協定	滋賀県町村会会員（日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）	平成 28 年 10 月 11 日	食糧、飲料水および生活必需品の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧等に必要資機材ならびに物資の提供 救援、救助および応急復旧に必要な車両等の提供 救援、救助および応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
災害時等の相互応援に関する協定	山梨県甲斐市	令和 3 年 2 月 12 日	応急対策および復旧活動に必要な職員の派遣 食糧、飲料水および生活必需品の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療救護および防疫に必要な資機材および物資の提供 被災者の一時受け入れ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

第3 広域相互応援協定の締結

大地震や原子力災害に見舞われた市町では、広域の応援体制や避難が必要となる。南海トラフで地震が発生した場合、近畿地方の南部は大きな被害を受けると予想されており、町は、県内外の市町との応援協定や避難者の受入れ協定の締結を図る。

第11節 その他協定の締結等

災害時に、速やかに応急対策活動を実施するためには、民間の力を最大限活用することが不可欠である。よって、平常時において協定を締結し、災害時に必要な資機材、物資等を円滑に調達する体制を整備する。

第1 協定締結の推進

災害時に備え、以下の協定締結を推進する。

1 物資の流通備蓄

災害時に必要な物資のうち、公的備蓄することが困難な以下の物資について、流通業者と協定を締結し、流通備蓄を推進する。

- ア 食料
- イ 飲料水
- ウ 生活必需品
- エ 仮設トイレ
- オ 医薬品
- カ その他

2 防災資機材、車両等の提供

災害時の応急対策に必要な防災資機材、車両等について、建設業者、運送業者等と協定を締結し、速やかに確保する体制を確立する。

- ア 防災資機材
- イ 重機
- ウ 運送車両
- エ その他

3 人材の確保

災害時の救護活動等に必要となる医師、看護師、薬剤師、歯科医師等、資格を有する人材を確保するため、医師会、薬剤師会、歯科医師会等と協定を締結し、応急救護活動体制を確立する。

第2 協定の締結方法

協定の締結にあたっては、以下の点に留意する。

1 町内業者との協定締結

災害時に必要な物資等の迅速な提供を確保するため、町内業者との協定締結を推進する。

2 広域で営業している業者との協定締結

災害時に町内業者の物資が被災する事態を想定し、広域で営業している業者との協定を締結することにより、災害による被災リスクの回避を図る。

3 複数の業者との協定締結

災害による被災リスクの回避を図るため、同一内容の協定を複数の業者と締結する。

第3 協力企業登録制度の創設

協定の締結を促進するため、災害時協力企業登録制度を創設し、災害時において協力してもらえる業者を公募する。

<応援協定を締結している団体等>

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
L P ガスに係る災害 応急復旧に関する協 定	社団法人 滋賀県 L P ガス協会近江 八幡支部	平成 9 年 9 月 12 日	作業資機材、労力および L P ガスの供給
災害時の医療救護活 動に関する協定書	薬剤師会 八 幡 支 部、東近江支部	平成 21 年 3 月 19 日	医療救護班の派遣要請があったとき、医療救護 班を編成し、避難所または医薬品集積所等の医 療救護所等に派遣する。
災害時の医療救護活 動に関する協定書	近江八幡市蒲生郡 医師会、東近江医 師会	平成 21 年 3 月 23 日	医療救護班の派遣要請があったとき、医療救護 班を編成し、避難所または医療救護所等に派遣 する。
災害時の医療救護活 動に関する協定書	歯科医師会湖東支 部	平成 21 年 3 月 25 日	歯科医療救護班の派遣要請があったとき、歯科 医療救護班を編成し、避難所または医療救護所 等に派遣する。
災害救助に必要な物 資の調達に関する協 定書	グリーン近江農業 協同組合	平成 22 年 1 月 29 日	災害救助に必要な物資の調達 供給要請物資 ・主食、調味料、日用品、燃料等
災害時における電気 設備の応急復旧の応 援に関する協定書	竜王町商工会電気 部会	平成 22 年 1 月 29 日	地震、風水害、大火事等の災害が発生した場合に おいて、公共施設および避難施設における電気 設備の状況調査、応急修理および仮設工事等
災害時における電気 設備の応急復旧の応 援に関する協定書	滋賀県電気工事工 業組合	平成 22 年 1 月 29 日	地震、風水害、大火事等の災害が発生した場合に おいて、公共施設および避難施設における電気 設備の状況調査、応急修理および仮設工事等
災害時における物資 の供給協力に関する 協定書	株式会社ワークマ ン	平成 25 年 7 月 3 日	被災住民等を救援するための物資の供給協力 ・作業服および作業関連用品等の物資 ・災害時の応急対策に必要な物資として供給で きるもの
災害救助に必要な物 資の調達に関する協 定書	株式会社平和堂	平成 26 年 3 月 28 日	災害救助に必要な物資の調達
災害時における福祉 避難所の設置運営に 関する協定書	社会福祉法人 雪 野会	平成 27 年 3 月 20 日	福祉避難所の設置および運営に係る協力
災害時における福祉 避難所の設置運営に 関する協定書	社会福祉法人 や まびこ福祉会	平成 27 年 6 月 18 日	福祉避難所の設置および運営に係る協力
災害時における応急 救援活動への応援に 関する協定書	竜王建設工業会	平成 28 年 3 月 23 日	災害応急救援活動として、公共土木建築施設等（上 水道管漏水修理は原則含まない）の応急復旧、人命 救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等 に土木資機材および労力を提供
災害時における支援 協力に関する協定書 （避難場所、井戸水 の提供）	ダイハツ工業株式 会社滋賀（竜王）工 場	平成 28 年 3 月 23 日	災害時における避難所等の支援 ・大規模災害における一時避難所の提供 ・大規模災害の発生により町水道が使用不可ま たは避難生活を余儀なくされる事態となった 場合の既設井戸水の使用

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
災害時における物資の供給協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成28年3月23日	災害時における物資の供給
災害時における消火水等の供給協力に関する協定書	湖東生コン共同組合	平成29年2月7日	災害時において、消火水および応急救援活動に係る生活用水の供給
農業水利施設の多面的な使用に関する協定書	日野川流域土地改良区	平成29年3月31日	農業水利施設の多面的な機能を理解し、施設の防災的機能が発揮されるようにする。
上下水道施設の災害に伴う応援協定書	株式会社ジェネッツ	平成29年10月1日	災害時の上下水道施設の復旧作業
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	トラスコ中山株式会社、滋賀特機株式会社	平成29年12月20日	災害救助に必要な物資の調達 ・「ものづくり大辞典オレンジブック」に掲げる物資の中から町が指定する物資
災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書	新江州株式会社、セツカートン株式会社	平成30年4月26日	災害時における段ボール製品（簡易ベッド、シート、間仕切り等）の提供
緊急時等広報用車載放送機器の支給にかかる覚書	美松台自治会	平成30年5月1日	避難や被災後の生活に必要な情報の広報活動等の実施
災害時における支援協力に関する協定書（物資輸送に係る運搬機械等の提供）	東洋電機製造株式会社	平成30年5月28日	物資輸送等のための運搬機械等の提供
災害時における緊急物資の調達に関する協定書（印刷物、用紙等の供給）	アインズ株式会社	平成30年8月20日	災害時住民への広報等に必要な物資の調達 ・印刷物および印刷、掲示用等の用紙
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成31年2月13日	災害時における地図製品等の供与 ・住宅地図等の供給 ・一定期間の複製利用許諾
ラジオ告知番組制作および放送委託業務契約書	びわ湖キャプテン株式会社	平成31年4月1日	災害等緊急情報の番組制作および方法
災害時における必要な物資の調達に関する協定書	積水樹脂株式会社 滋賀工場	令和元年11月12日	災害時における必要な物資の供給 ・避難所用生活製品および道路交通安全製品等の物資
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年9月15日	災害に係る情報発信等
災害時における応急救援活動への支援に関する協定書	株式会社日吉	令和2年11月20日	災害廃棄物の運搬および処理
災害時における応急救援活動への支援に関する協定書	クリーンぬのびき 広域事業協同組合 滋賀県環境整備事業協同組合	令和3年3月24日	一般廃棄物の収集運搬等の支援
竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	近江八幡郵便局、竜王町内郵便局	令和3年5月10日	・災害救助に必要な物資の提供 ・災害救助における郵便業務に係る災害特別事務取扱および救護対策

第2編 災害予防計画

第2章 災害に備えた「しくみ」づくり

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	令和4年 3月10日	災害廃棄物の運搬および処理
竜王町と生活協同組合コープしがとのまちづくりに関する包括連携協定書	生活協同組合コープしが	令和4年 3月24日	災害救助に必要な物資の供給
竜王町災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 竜王町社会福祉協議会	令和4年 10月6日	災害ボランティア活動に係る災害ボランティアセンターの設置および運営
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書	関西電力送配電株式会社 滋賀支社	令和4年 11月14日	道路啓開、電気設備等の復旧に係る相互連携および協力